

パンフレット

特にご確認いただきたい事項

2022年12月版 保存版

告知なしで カンタンに入れる 女性のための保険



POINT

1

女性特有の7つの
病気を保障

POINT

2

医師の診査や健康告知は
必要ありません

POINT

3

保険料は全年齢共通
20歳から79歳までの方がお申込みできます

お手頃な保険料

月払 **400円**

(年払 4,000円)

〈全年齢共通〉

なでして 保険



無告知型女性特有疾病一時金保険



プラス 少額短期保険
Plus Small Amounts and Short Term Insurance

「なでしこ保険プラス」の保障内容

■ 女性特有疾病一時金

女性特有の7つの病気を保障します！

お支払いする疾病	お支払いする場合	お支払いする金額
① 乳がん ② 子宮頸がん ③ 子宮体がん ④ 卵巣がん ⑤ 子宮平滑筋腫 ⑥ 子宮内膜症 ⑦ 卵巣のう腫	責任開始日以降に発症した左記7種の疾病のいずれかと診断確定され、かつ、当該疾病を直接の原因として次のいずれかに該当したとき 【初回】 初めて治療を受けたとき 【2回目以降】 前回の支払事由が発生した日から起算して180日を経過した日以降に入院した場合	50,000円

■ 割増一時金

年代別にリスクが高い病気を倍額保障します！

お支払いする疾病	お支払いする場合	お支払いする金額						
<table border="1"> <tr> <th>20～29歳</th><th>30～39歳</th><th>40～79歳</th></tr> <tr> <td>子宮頸がん 卵巣のう腫 子宮内膜症</td><td>子宮頸がん 卵巣のう腫 子宮平滑筋腫</td><td>子宮体がん 卵巣がん 乳がん</td></tr> </table>	20～29歳	30～39歳	40～79歳	子宮頸がん 卵巣のう腫 子宮内膜症	子宮頸がん 卵巣のう腫 子宮平滑筋腫	子宮体がん 卵巣がん 乳がん	女性特有疾病一時金が支払われる場合で、年代別に定めた特定3種の疾病に該当したとき なお、年代の判定にあたっては治療または入院を開始した時点の年齢を用います	さらに上乗せ 50,000円
20～29歳	30～39歳	40～79歳						
子宮頸がん 卵巣のう腫 子宮内膜症	子宮頸がん 卵巣のう腫 子宮平滑筋腫	子宮体がん 卵巣がん 乳がん						



倍額保障!! 合計 100,000円

月々400円でお申込みできます！
(年払いの場合 4,000円/年)

➡ 年払いなら2か月分の保険料(800円)がお得！

再発した場合も再度保険金をお支払いいたします

※前回の支払事由が発生した日から起算して180日を経過した日以降に入院した場合

医師の診査や健康告知は必要ありません！

こんな方にも安心、例えば…

- ・過去に7つの特定疾病の治療歴があるが、完治して今は治療していない方
- ・過去に入院歴や手術歴はあるが、今は入院予定がない方

もご加入いただけます

■ 保障対象者

日本国内に居住している満20歳から79歳までの女性の方。
なお、ご契約の更新は、満79歳までとなります。

■ 保険期間

保険期間は1年です。

■ お支払い限度額

保険期間中に発生した保険金の合計額は、**合算して80万円が限度**となります。



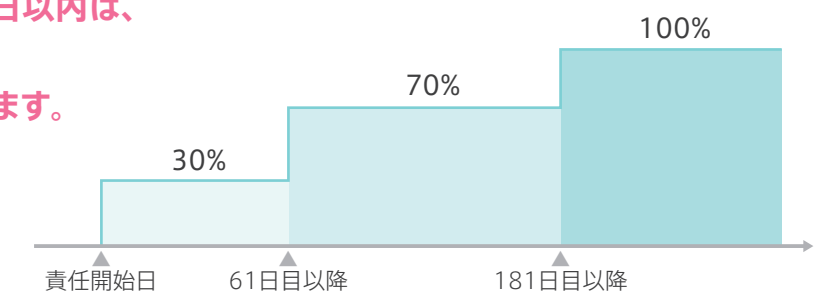
右に記載のいずれかに該当する場合はご加入いただけません

- ① 疾病による入院中である場合
- ② 疾病による入院予定がある場合
- ③ 特定7種の女性疾病による加療中である場合（経過観察を含む）



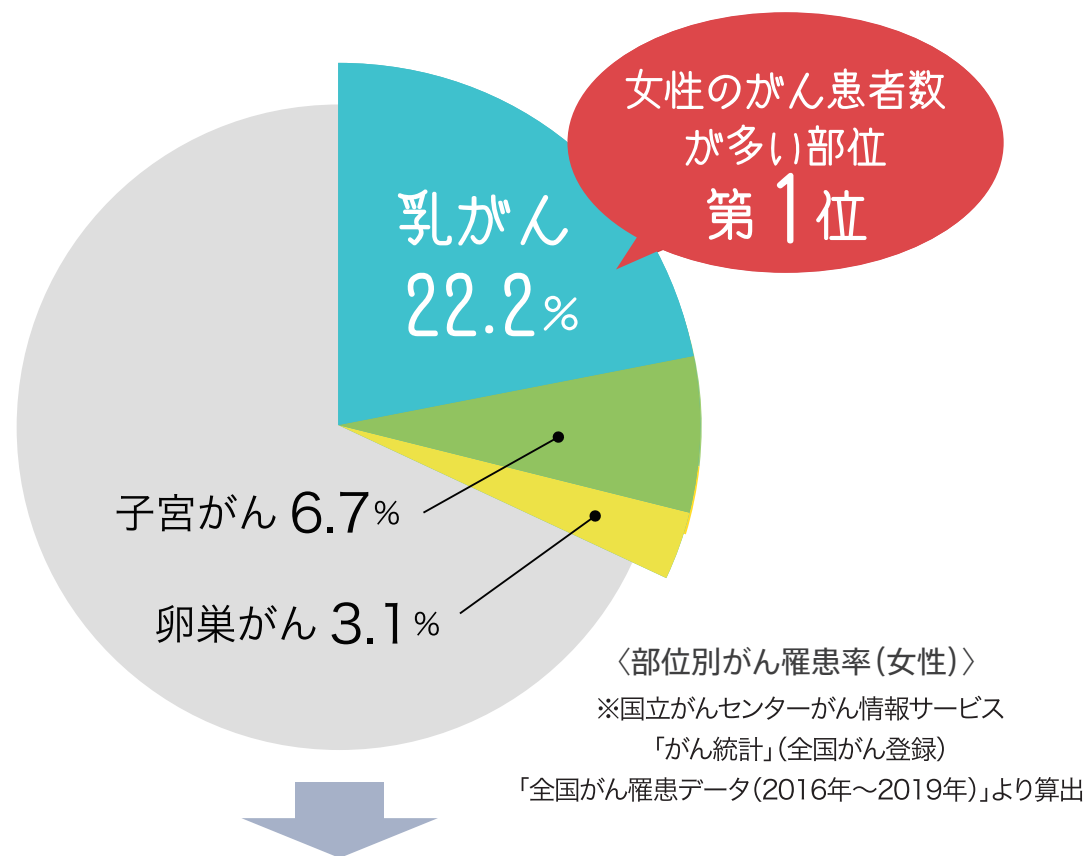
責任開始日から180日以内は、経過期間に応じ、支払金額が削減されます。

▶ P.6をご確認ください。



ご存知ですか？

がん患者(女性)の約3割[※]が
女性特有のがんに罹患されています。



「なでしこ保険プラス」であれば、女性特有のがんを含めて7つの病気を保障



保障の対象となる病気

【がん】	乳がん	子宮体がん	子宮頸がん	卵巣がん
【がん以外】	子宮平滑筋腫	子宮内膜症	卵巣のう腫	

女性特有のがんに対する保障だけでなく、
リスクが高い特定の病気から
女性をしっかりサポート！

病気と診断された場合、
治療費や入院費の他にも、
様々なことに費用がかかります…

入院中に…

- ◆手術専用の衣類や術後の治療に必要な備品
- ◆差額ベッド代
- ◆テレビ・洗濯・電話代などにかかる生活費
- ◆子どものお弁当や家族の食事

入院前に…

- ◆衣類やタオル、洗面用具など、入院の際に準備しておきたい備品の費用
- ◆緊急時のタクシー代

入院後に…

- ◆お見舞に来て下さった方へのお返し



「なでしこ保険プラス」であれば、入院日数や手術に関係なく
一時金を受け取れるので、使い道を自由に選ぶことができます！

7つの女性疾病それぞれの症状

【がん】

- 1 乳がん**
乳房部にできるがんで、女性では、大腸がん、肺がん、胃がんと並んで高い死亡率で知られています。しかし、早期に発見できればできるだけ治癒率が高まる、深刻化する前に早期発見に努めたいがんです。
- 2 子宮体がん**
子宮体部の粘膜から発生するがんのことを子宮体がんといいます。月経とは無関係な不正出血があり、おりものや腹痛がある場合は子宮体がんのサインである可能性もあります。
- 3 子宮頸がん**
子宮の入り口にできるがんです。自覚症状がほとんどなく、進行すると子宮摘出に至ることもある危険な病気です。
- 4 卵巣がん**
無症状のうちに進行する「沈黙の腫瘍」とも言われ、発覚したときには既に転移していることがあるがんです。卵巣は、排卵の度に組織がはがれ、修復されます。その際、組織があやまった形で修復されるとがんになると考えられています。

【がん以外】

- 5 子宮平滑筋腫**
子宮の筋組織に発生する良性(がん性のない)腫瘍です。子宮筋腫は、子宮平滑筋腫(へいかつきんしゅ)、子宮線維筋腫(せんいきんしゅ)、とも呼ばれています。自覚症状がない場合が多いものの、不妊や流産の原因になることもあり、定期検診での早期発見に努めたい病気です。
- 6 子宮内膜症**
通常は子宮内にしかないはずの子宮内膜の組織が、卵巣や卵管などの子宮以外にできる病気です。月経期間中に排便時の痛みや下痢があったり、頭痛や吐き気、嘔吐、発熱などが起こることもあります。
- 7 卵巣のう腫**
卵巣内に液体や脂肪がたまってしまふ、触るとやわらかい腫瘍のことです。進行し、のう腫が肥大してくると、外側から触れて気づいたり、腹痛や腰痛、頻尿や便秘などが生じます。

ステップ

3

お申込みの前に

必ずご確認ください

無告知型女性特有疾病一時金保険

特にご確認いただきたい事項

ステップ3は、この保険のご契約に際し、お客さまに十分に内容をご理解・ご了承いただきたい重要なことがらが記載されています。必ずお読みいただきお申込みください。また本書面につきましては、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。「重要事項説明書(契約概要／注意喚起情報)・約款」の内容を十分にご確認いただいたうえでお申込みください。

1. 保険契約者(お申込人)

保険契約者とは保険契約締結後、保険会社との契約上の様々な権利と義務(保険料お支払い義務)を持つ方をいいます。

2. 被保険者(保険の対象となる方)

被保険者は保険の対象となる方をいいます。

3. お申込み手続き

WEB 申込み専用商品です。
入力いただく内容は、保険会社との契約内容を定め、ご契約に際して重要な事項をお知らせいただく大切なものです。
WEB へ入力された事実と相違している場合には、ご契約が解除となることまたは保険金をお支払いできないことがございますので、十分にご注意ください。

4. ご契約をお引き受けできない主な場合

- ①疾病による入院中である場合
- ②疾病による入院予定がある場合
- ③特定7種の女性疾病による加療中である場合

5. 保険料率について

この保険は健康状態を告知していただく必要のない無告知型の医療保険のため、病気の保障部分に関し、割増された保険料率が適用されています。健康状態についての詳細な告知をいただくことにより、保険料の割増のない他の医療保険にご契約いただける場合があります。

6. 保障内容とお支払いする保険金

【女性特有疾病診断一時金：5万円】

被保険者が責任開始日以降の保険期間中に発症した疾病が女性特有の7種の疾病のいずれかと診断確定され、かつ、当該疾病を直接の原因として次のいずれかに該当したとき
(1) 初めて治療（入院しての治療を含みます。以下同じ。）を受けた場合
(2) 前回の支払事由が発生した日から起算して180日を経過した日以降に入院した場合

【割増一時金：5万円】

女性特有疾病一時金が支払われる場合で、その直接の原因となった疾病が、年代別に定めた特定3種の疾病に該当する場合。なお、年代の判定にあたっては治療または入院を開始した時点の年齢を用います。

- (1) 保険金額
- 女性特有疾病一時金：5万円、割増一時金：5万円＊
年代、疾病別に次の金額になります。

	20代	30代	40代以上
子宮頸がん	10万円	10万円	5万円
子宮平滑筋腫	5万円	10万円	5万円
子宮内膜症	10万円	5万円	5万円
卵巣のう腫	10万円	10万円	5万円
卵巣がん	5万円	5万円	10万円
乳がん	5万円	5万円	10万円
子宮体がん	5万円	5万円	10万円

＊ 割増一時金：5万円について、年代の判定にあたっては治療または入院を開始した時点の年齢を用います。

ただし、当社の定めた期間内に、被保険者に支払事由が発生した場合、責任開始日からその日を含めて保険金の支払事由が発生したときまでの経過期間に応じ、各保険金の種類ごとに定めた支払額に次表に定める割合を乗じた金額を女性特有疾病一時金および割増一時金(以下あわせて「保険金」といいます。)として支払います。

責任開始日からの期間	支給割合
60日まで	30%
61日から180日まで	70%
181日以降	100%

7. 保険料について

- (1) お申込み時の保険料は年齢にかかわらず一律です。

年払保険料	4,000円	月払保険料	400円
-------	--------	-------	------

- (2) 払込方法(回数)は、月払か年払のいずれかをお選びください。
- (3) 払込経路はクレジットカード払のみです。

＊払込方法および領収日

クレジットカード払	クレジットカード会社の決済日となります
-----------	---------------------

- (4) この保険契約の保険料の払込期間は1年間となります。
- (5) 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況の変化が発生したときは、当社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

8. 満期返戻金・契約者配当金について

この保険契約には満期返戻金、契約者配当金はありません。

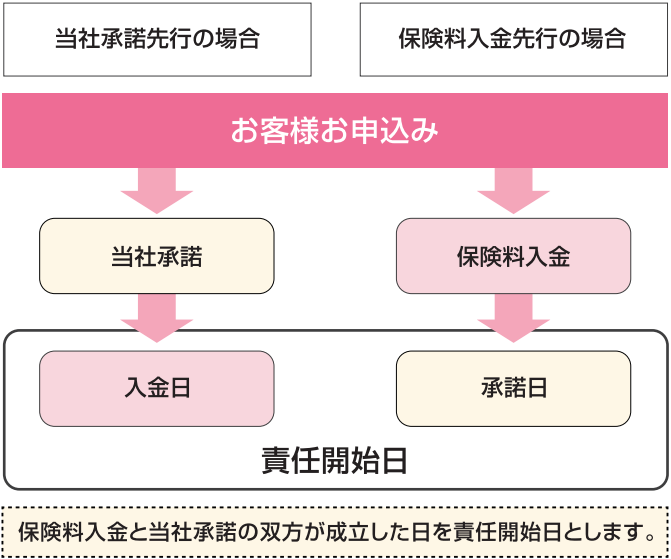
9. クーリング・オフ

この保険契約は、保険期間が1年以下であるため、クーリング・オフの対象とはなりません。

10. 責任開始日

当該保険契約は保険契約の申込みと保険料の受領によって成立します。当社が電磁的方法を利用して提供する画面への所要事項の入力後、当社へ送信されたものを当社が受信したときをもって申込みがあったものとします。
月払の場合は第1回保険料、年払の場合は初回保険料が入金され、審査の結果保険契約を当社が承諾した場合、承諾日が責任開始日になります。
また、当社が保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料または初回保険料が入金された場合、第1回保険料または初回保険料入金日が責任開始日になります。クレジットカードの場合はそのカードのオーソリゼーション取得日を、第1回保険料または初回保険料入金日とします。

【お申込と責任開始日】



11. 事故が発生した場合

当社は保険金請求に必要な書類が当社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に保険金を支払います。
上記にかかわらず、保険金等を支払うために確認が必要な場合において、保険契約の締結時から保険金等請求時までに当社に提出された書類だけでは確認ができないときは、当社の定める事項の確認(当社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、当社が請求を受け付けた日から60日を経過する日までに保険金を支払います。
保険金等を請求する権利は、支払または払戻の事由が発生した時から3年間行使しなかった場合には、消滅しますのでご注意ください。

12. 保険契約の更新

当社は保険期間満了日の2か月前までにご契約者に保険契約の更新案内を行います。ご契約者より保険期間満了日の2週間前までに更新しない旨の申出がない限り保険期間満了日の翌日にこの保険契約は更新されます。
更新保険料は更新日の属する月の末日までに払込むことを要します。この場合、払込猶予期間は更新日の属する月の翌月末日になります。
更新保険料の払込みがなされないまま払込猶予期間を経過したときは、払込猶予期間満了日の翌日にこの保険契約は失効します。

ただし以下のご場合はご契約の更新はありません。
i. 更新日(更新前の保険契約の保険期間満了日の翌日をいう。)における被保険者の契約上の年齢が80歳以上である場合
ii. 更新日において当社がこの保険契約を取り扱っていない場合
当社は当社の定めるところにより更新時の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、当社の定めるところによりご契約者に予め通知した上で、保険契約を更新しない場合があります。

13. 解約と返戻金

保険契約者は、いつでもこの保険契約を解約することができます。保険料の払込方法(回数)が月払の場合、解約返戻金はありません。ただし、解約日の属する月以降の保険料の入金を確認した場合は、翌月以降の保険料に相当する額の全額を返戻します。
保険料の払込方法(回数)が年払の場合、解約日の前日が属する月の翌月以降の未経過保険料に相当する額の全額を返戻します。

14. 女性特有疾病の定義および診断確定

- 1.この保険契約において女性特有疾病とは、下記の表に定める疾病をいいます。
- 2.女性特有疾病の診断確定は病理組織学的所見(生検)により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見

(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
基本分類コードは厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2013年度版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
子宮頸がん	
子宮頸(部)の悪性新生物	C53
子宮頸(部)の上皮内がん	D06
子宮平滑筋種	D25
子宮内膜症	N80
卵巣のう腫	D27
卵巣がん	C56
乳がん	
乳房の悪性新生物	C50
乳房の上皮内癌	D05
子宮体がん	
子宮体(部)の悪性新生物	C54
子宮の部位不明の悪性新生物	C55

「なでしこ保険プラス」のよくあるご質問



ご質問



ご回答

【保障の対象について】

Q 子宮がんは、
部位が特定できないものについても
保障の対象になりますか？

A はい、保障対象となります。
子宮体がんの保障範囲に含まれております。

Q チョコレートのう胞は、
保障の対象になりますか？

A はい、保障対象となります。
子宮内膜症の保障範囲に含まれております。

【保険金のお支払いについて】

Q 保険金請求時に何が必要ですか？

A 弊社にてご用意しております請求書、診断書を記載
していただく必要がございます。

Q 保険金請求から入金されるまで
どれくらいかかりますか？

A 弊社に書類が不備なく到着した日の翌日から、
その日を含めて5営業日以内でのお支払となります。
(調査が入った場合は、お支払が遅れる場合がございます)

【プラス少額短期保険について】

Q 少額短期保険とはなんですか？

A 2006年4月、保険業法等の法令に基づき、生命保
険・損害保険・再保険に次ぐ保険として誕生した新
しい保険制度で「ミニ保険」などと呼ばれています。

Q 生命保険料控除の適用は
ありますか？

A いいえ。少額短期保険は生命保険料控除の対象
外です。そのため生命保険料控除証明書の発行
は行っていません。

このパンフレットは、ご契約時に特にご確認いただきたい事項を説明したものです。いずれのページ
も必ずご一読いただき内容をご確認のうえお申込みいただきますとともに、ご契約後も大切に保管く
ださいようお願い申し上げます。詳細は保険約款になりますが、保険金のお支払い条件・ご契約
手続き その他ご不明の点がありましたら取扱代理店または当社までご照会ください。

本冊子について
・2022年12月現在のものです。
・保険料が変わる場合があります。

【募集代理店】

【引受少額短期保険会社】 登録番号：関東財務局長（少額短期保険）第59号

プラス少額短期



検索

プラス少額短期保険株式会社

〒160-0022 東京都新宿区新宿5-17-18 H&Iビル